

## 令和 6 年度の主な市の取組

★マークは R6 重点施策

## 1 担い手の確保（広報など）

## (1) ホームページや SNS を活用した P R

- ・推進協議会ホームページ「さっぽろけんせつガイド」の運用・更新を実施。

1 回目：「令和 5 年度 建設業の魅力発信コンテスト（北海道開発局主催）」の受賞作品を追加。

2 回目：週休 2 日 P R ポスターの掲載や北海道舗装事業協会で開催されたミチにまつわる情報サイト「MICH-FAN GUIDE」の紹介。

- ★ホームページの閲覧者を確保するため、QR コード等を記載した建設業 P R パンフレットやチラシを配布したほか、SNS（Youtube、Instagram、X）を活用した動画広告を実施。

合計約 24 万回  
配信

SNS での動画広告

## (2) 各種現場見学ツアー

| 名称             |         | 時期    | 参加者数      |
|----------------|---------|-------|-----------|
| 夏休み親子土木施設見学ツアー |         | 8/1・2 | 33 組 74 名 |
| 土木施設めぐり女子ツア    |         | 10/5  | 学生 13 名   |
| 現場見学会（土木）      | 札幌工業高校  | 10/21 | 学生 54 名   |
|                | 北海道科学大学 | 10/3  | 学生 41 名   |
|                | 北海学園大学  | 9/18  | 学生 24 名   |
| 現場見学会（建築）      | 札幌市立大学  | 10/31 | 学生 21 名   |

土木と営繕を  
組合せて実施

夏休み親子施設見学ツアー

## (3) 体験イベント等

| 名称                          | 時期         | 参加者数       |
|-----------------------------|------------|------------|
| 環境広場さっぽろ（除雪ブース）             | 8/24・25    | 約 1,600 名  |
| 下水道科学館フェスタ 2024（建設ブース）      | 9/7・8      | 約 8,700 名  |
| ジモトのシゴト ワク!WORK!（建設及び除雪ブース） | 9/17・18    | 約 1,800 名  |
| ミニさっぽろ 2024（除雪ブース）          | 9/30・10/1  | 約 750 名    |
| 札幌市図書・情報館での特別展示（建設）         | 9/26～12/24 | 日 57 名     |
| 建設産業ふれあい展                   | 1/11・12    | 約 21,000 名 |

## (4) 学校と連携した P R

- ・札幌商工会議所が実施する中学生を対象とした「建設産業の職業体験授業」の拡大（R5 年度：2 校・200 名 → R6 年度：5 校・700 名）
- ・小中学校を対象とした「雪と暮らすおはなし発表会」の実施
- ・小学校（4 年生）における「雪体験授業」の実施



中学生の体験授業（札幌商）



小学生（4 年生）の雪体験授業

建設産業 P R  
パンフも配布

## (5) 各種メディアを活用したPR

- 札幌市広報番組を活用した道路事業や建設の仕事の紹介

- ①テレビ「サッポロスマイル（HBC）」8/25（日）放送・・・夏休み親子土木施設見学ツアー
- ②ラジオ「スマイルさっぽろリターンズ（HBC）」9/23（月）放送・・・札幌の橋とそれを支える人々

## (6) 助成制度

- 令和6年度も6つの助成メニューを実施し、合計136件の利用。

| メニュー                  | 助成額                            | 実績（件） |    |     |
|-----------------------|--------------------------------|-------|----|-----|
|                       |                                | R4    | R5 | R6  |
| ①女性用トイレ・更衣室設置への助成     | 1箇所あたり最大50万円                   | 11    | 12 | 8   |
| ②女性の作業服等の装備品購入に対する助成  | 1人あたり最大3万円                     | 12    | 16 | 26  |
| ③企業のインターンシップ受入れに対する助成 | 2日で7万円、3日以上で10万円               | 34    | 25 | 26  |
| ④大型特殊免許取得に係る費用の助成     | 1人あたり最大4万円                     | 41    | 19 | 32  |
| ⑤サッポロQMS認証取得に係る助成     | 取得費の半額、最大25万円                  | 3     | 5  | 16  |
| ⑥ICT施工導入支援に係る助成       | 施工に50万円、研修参加に3万円、研修実施に3万円or6万円 | 8     | 11 | 28  |
| 合計                    |                                | 109   | 88 | 136 |

- ★担い手確保や生産性向上に関する助成メニューの新設や既存制度の拡充を検討し、①インターンシップ受入（拡充）、②免許・資格の取得（新設）、③建設DXの推進（新設）、④ICT導入（見直し）の4項目について、令和7年4月1日から開始 ※詳細内容は別紙

## 2 労働環境の改善

### (1) 週休2日に関する取組拡大

- 時間外労働の上限規制への対応に向け、令和6年度から「週休2日を標準」とする工事発注を実施

| 年 度       | R5実績   | R6実績 | R7予定 |
|-----------|--------|------|------|
| ①週休2日試行工事 | 1,105件 | 標準化  | 質の向上 |
| ②4週8休達成   | 847件   | —    | —    |
| 達成割合（②/①） | 77%    | —    | —    |

- ★建設業の休日確保に向けた市民理解の醸成に向け、PRポスター（市民・事業者向けと業界用の2種類）を作成（右図）

### (2) 工事の施工時期の平準化

- 施工時期の平準化に向け、「早期発注（4～6月の稼働）」や「余裕期間制度（フレックス方式）適用を実施

| 年 度    | R5実績          | R6実績          | R7予定          |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 早期発注   | 639件<br>(60%) | 557件<br>(53%) | 679件<br>(66%) |
| 余裕期間制度 | 258件<br>(24%) | 283件<br>(27%) | 433件<br>(42%) |

- ★土木工事では、令和7年度工事から適用条件を拡大

### (3) 業務の履行期限の分散

- ★履行期限が1～3月となっている業務は、令和4年度64%、令和5年度が68%と多いため、令和6年度も各部局の状況に応じて、「早期発注」や「年度を跨いだ履行期限の設定」を実施

| 年 度            | R5実績          | R6実績          | R7予定          |
|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 年度末期限を設定した業務件数 | 225件<br>(68%) | 228件<br>(61%) | 243件<br>(59%) |



週休2日PRポスター

#### (4) 工事書類の作成に関する負担軽減

- ・工事書類の作成に係る負担縮減に向け、国や北海道の工事書類ガイドを参考に、「札幌市の工事書類ガイド（土木工事）」を作成（R7.4.1以降の竣工工事に適用） ※詳細内容は別紙

### 3 生産性の向上

#### (1) ICT 活用試行工事

- ・ICT活用工事は、毎年拡大しており、令和6年度は57件発注

| 年 度            | R 4 実績 | R 5 実績 | R 6   |
|----------------|--------|--------|-------|
| ICT 試行工事の発注件数  | 28 件   | 49 件   | 57 件  |
| 上段：工事件数、下段：工種数 | 30 工種  | 54 工種  | 68 工種 |

※対象工種は、土工、舗装工（路盤）、舗装工（修繕工）、地盤改良工、土工（1,000m<sup>3</sup>以下）の5工種。

#### (2) ICT 研修

- ★受注者向けの「ICT 研修」を、今年度（令和6年度）から開始  
（WEB研修：1回、現地研修：3回、合計101社247名参加）

#### (3) ICT 施工に関する情報発信

- ★ICT 施工に関するホームページや相談窓口、ICT アドバイザー制度（開発局）を開始

#### (4) 小規模工事（市街地施工）においても取り組みやすいICTの活用方法の検討

- ★市街地においては、ICT 建機による機械施工がしづらいといった意見があったことから、機械施工を不要とした新たなICT施工の型式（First Step SAPPORO）を検討し、令和7年度工事から生活道路整備と舗装路面改良の2工種の一部に適用

＜新たなICT施工の型式（First Step SAPPORO）の概要＞

- ① 現場技術者が導入効果を実感できる測量作業（起工測量、丁張設置、出来形管理）に重点



起工測量



丁張設置



出来形管

- ② ICT 初心者でも取り組みやすいように、操作が簡単なICT測量機器を活用（一人で作業可能）
- ③ ICT 測量機器を使用した丁張を行った場合には、工事成績2点に必要な機械施工は任意
- ④ First Step SAPPORO用の独自単価を設定し、ICT導入に伴う費用負担を軽減

#### (5) 工事における電子納品の標準化

- ★土木部所管工事における電子納品の促進に向けた取組を開始

⇒令和7年度から1億円以上の工事について標準化

#### (6) ICTを活用した作業の効率化

- ・工事における「遠隔臨場」について、発注者指定型及び受注者希望型を合わせて活用を継続  
※土木部工事課では、令和6年度にタブレットや通信環境を整備
- ・工事における「ASP（工事情報共有システム）」について、受注者からの提案に応じて活用を実施  
※都市局建築部発注工事においては、一定の額、工期を超えるものについて発注者指定型を原則



ICT 研修案内チラシ



## (7) 除排雪作業の効率化・省力化

- 札幌市冬のみちづくりプラン 2018 に基づき、「1 人乗り可能な除雪機械の導入」、「雪堆積場等車両集計システムの導入」や「雪堆積場等選定システムの構築」などを実施予定

左：公共排雪車両の計数状況  
 右上：運搬排雪カード（RF タグ貼付）  
 右下：認証装置（室内型）

### < 雪堆積場等車両集計システム >



| 年度              | R 4 実績 | R 5 実績    | R 6         |
|-----------------|--------|-----------|-------------|
| 1 人乗り可能な除雪機械の導入 | 175 台  | 197 台     | 210 台       |
| 雪堆積場等選定システムの構築  | システム改良 | システム改良    | システム改良、暫定運用 |
| 雪堆積場等車両集計システム   | 21 箇所  | 29(50) 箇所 | 32(82) 箇所   |

※ ( ) は累計

## 4 企業の安定経営

### (1) 企業の取組みや技術力を考慮した工事発注

- 工事内容や入札状況等を踏まえ、総合評価方式や成績重視型等の多様な入札方式を活用

「総合評価落札方式の適用件数」

R6 年度：235 件（22%） → R7 年度：242 件（24%）

※総合評価落札方式の内、「人材確保・育成型」の適用件数

R6 年度：23 件（2%） → R7 年度：34 件（3%）

「成績重視型の適用件数」

R6 年度：107 件（10%） → R7 年度：105 件（10%）

### (2) 業務内容に応じた多様な入札契約制度の活用

- 業務内容に応じて、総合評価方式やプロポーザル方式等の多様な入札契約制度を活用

総合評価落札方式は、R6：52 件（14%） → R7：49 件（12%）

プロポーザル方式は、R6：7 件 → R7：4 件

### (3) 工事・業務の最低制限価格の見直し

- 人材確保・教育や DX 対応などのコスト増を踏まえ、工事・業務の最低制限価格等を見直し（令和 7 年 4 月 1 日）

## 5 社会貢献

### (1) 建設分野におけるゼロカーボンの取組

- 市発注工事において、ゼロカーボン試行工事の取組は、令和 5 年度時点で 805 件（75%）の状況

| 年度      | R4 実績 | R5 実績 | R6 |
|---------|-------|-------|----|
| 実施件数    | 579   | 805   | —  |
| 実施割合（%） | 52    | 75    | —  |

### (2) 各種認証制度

- ★地域のまちづくり活動に積極的に取り組む企業を認証する「さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度」（令和 7 年 1 月時点で 47 社）や SDGs の達成に向けて取り組む市内企業を登録する「札幌 SDGs 企業登録制度」（令和 7 年 1 月時点で 272 社）を実施





# 都市型土木工事におけるICT施工普及の取り組みについて

（建）技術管理・建設産業担当課

## 4. First Step SAPPORO 型

～中小企業の生産性向上に向けた、都市型土木工事におけるICT活用の最適パッケージ～

ICTの導入が進んでいない

都市型土木工事



中小企業

重点的に支援

都市型土木工事において効果的なICT  
作業の導入に向けて

- ①効果の見える化
- ②最適パッケージの設定

- ICT導入への心理的ハードルを下げる
- 中小企業へ普及、浸透を促進

ボトムアップによるi-Conの加速

## <First Step SAPPORO型の内容>

## TS等光波方式（自動追尾型TS）のフル活用

### ①起工測量

計算不要

1人で測量

野帳不要



作業時間の短縮 75%削減  
デジタル化により次の作業  
縦横断設計へ迅速に移行

### ②丁張作業

計算不要

1人で測量

野帳不要



設置時間の短縮 50%削減  
設置場所変更など臨機応変な  
対応が迅速

### ③出来形管理

計算不要

1人で測量

野帳不要

写真削減



作業時間の短縮 60%削減  
デジタル化により次の作業  
帳票作成へ迅速に移行

受発注者双方が  
わかりやすい

## 「生活道路整備工事」最適パッケージ※

道路土工

①TSによる3D起工測量

③TSによる3D出来形管理

ICT建機施工（必須としない）

路盤工

③TSによる3D出来形管理

雨水溝・縁石設置工

②TSによる丁張設置

3D設計データ作成

電子納品

## 札幌市採用ICT工種 （国土交通省要領）

ICT土工

ICT土工1000m3未満

ICT地盤改良工

ICT舗装工

ICT舗装工（修繕工）

ICT付帯構造物設置工

## 「切削オーバーレイ工事」最適パッケージ※

切削工・舗装工

①TSによる3D起工測量

③TSによる3D出来形管理

ICT建機施工（必須としない）

縁石設置工・人孔と雨水溝高さ修正

②TSによる丁張設置  
（高さ設定）

3D設計データ作成

電子納品

## ICT建機施工について

- ICT導入促進を最優先とするため、**ICT建機施工は必須としない**
- 「First Step SAPPORO型」の普及を足掛かりに、ICT建機施工につなげていく

## 導入促進の継続性

- ICT施工導入施策を継続的に運用するため、受発注者共通の**施工マニュアルを整備**

## 現場へのサポート体制

- ICT施工導入企業へのサポート体制として、技術管理職員の**サポートチーム**による**ICT施工や機材導入支援**を行う

※各工事に適した国土交通省要領を組み合わせ、都市型土木工事で取組みやすい型式としたもの



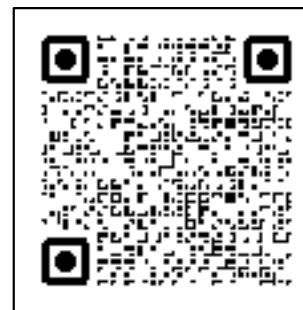
# First Step SAPPORO型施工マニュアル

国交省の要領について、札幌市発注工事で使用する部分を分かりやすく再編し、施行の流れや注意すべき点をまとめた「First Step SAPPORO型施工マニュアル」の作成



施工マニュアルの掲載ページ

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/ict.html>



## 令和7年度の重点施策及び取組予定(案)

## 重点施策Ⅰ：担い手の確保・育成

Point：新たな人材の発掘

- 若い世代に合わせた効果的な手法による建設産業の魅力発信【市、業界】
- 他分野の学生が参加しやすいイベントやインターンシップの実施【市、業界】
- 女性や外国人など多様な人材の採用に向けた環境整備【市、業界】

## 重点施策Ⅱ：働きやすい労働環境の整備

Point：休日確保や法定労働時間の遵守

- 週休2日の質の向上に向けた対応強化【市、業界】
- 工事の施工時期及び業務の履行期限に関するさらなる平準化の推進【市、業界】
- 書類作成の負担軽減に向けた取り組みの推進【市、業界】

## 重点施策Ⅲ：業界全体の生産性向上

Point：I C T等新しい技術の活用

- I C Tの活用拡大に向けた環境整備【市、業界】
- 工事や業務における提出書類の電子化の推進【市、業界】
- 作業の省力化・効率化等に資するデジタル技術の情報収集及び水平展開【市、業界】

さっぽろ建設産業活性化推プラン  
のロゴマーク

|                    | 取組予定                                                         | 関係する取組                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重点施策Ⅰ：担い手の確保・育成    |                                                              |                                                                                                                                                                                                                   |
|                    | ・若い世代に合わせた効果的な手法による建設産業の魅力発信【市、業界】                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会ホームページの運用・更新</li> <li>・SNSを活用した魅力発信</li> <li>・中学生の職業体験授業の拡大（札商）</li> </ul>                                                                                             |
|                    | ・他分野の学生が参加しやすいイベントやインターンシップの実施【市、業界】                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済観光局の職業体験イベント（ジモトのシゴトワーク WORK、新規イベント）</li> <li>・インターンシップ受入に関する助成制度の見直し</li> <li>・北海道教育庁と連携した道立高校へのインターンシップPR</li> </ul>                                                  |
|                    | ・女性や外国人など多様な人材の採用に向けた環境整備【市、業界】<br>（女性や外国人など多様な人材に向けた建設業のPR） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・免許資格の取得に関する助成制度の新設</li> <li>・ハローワークと連携した求職者に対する建設業のPR</li> <li>・バックオフィスでの支援業務など、新たな働き方の普及に向けた情報発信</li> <li>・外国人材の採用に関する業界セミナーの実施</li> <li>・外国人材と企業のマッチング支援策の検討</li> </ul> |
| 重点施策Ⅱ：働きやすい労働環境の整備 |                                                              |                                                                                                                                                                                                                   |
|                    | ・週休2日の質の向上に向けた対応強化【市、業界】                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月単位の4週8休を標準とした工事発注</li> <li>・週休2日に関する市民理解醸成に向けたPR</li> <li>・ウィークリースタンスの徹底</li> </ul>                                                                                      |
|                    | ・工事の施工時期及び業務の履行期限に関するさらなる平準化の推進【市、業界】                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事における余裕期間制度の適用拡大</li> <li>・債務負担行為を活用した年度跨ぎの業務履行期限設定の拡大</li> <li>・営繕工事における対応の検討</li> </ul>                                                                              |
|                    | ・書類作成の負担軽減に向けた取り組みの推進【市、業界】                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スリム化ガイドの策定・更新</li> <li>・電子納品の標準化</li> <li>・建設DX推進に関する助成制度の新設</li> </ul>                                                                                                   |
| 重点施策Ⅲ：業界全体の生産性向上   |                                                              |                                                                                                                                                                                                                   |
|                    | ・ICTの活用拡大に向けた環境整備【市、業界】                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT活用工事の発注 ※FSS型の開始</li> <li>・ICT研修の開催</li> <li>・ICT活用工事（指定型）の検討</li> </ul>                                                                                               |
|                    | ・工事や業務における提出書類の電子化の推進【市、業界】                                  | ・土木部所管工事における電子納品の標準化（一億円以上）                                                                                                                                                                                       |
|                    | ・作業の省力化・効率化等に資するデジタル技術の情報収集及び水平展開【市、業界】                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設DX推進に関する助成制度の新設</li> <li>・新技術に関する各種PRイベントの周知</li> </ul>                                                                                                                 |



## さっぽろの建設産業を支援する 助成金制度の新設・見直しについて

担い手確保や生産性向上に関する新たな助成メニューなどを令和7年4月1日から開始。

### ① インターンシップ受入（拡充）

普通科の学生等にも建設産業へのインターンシップに参加してもらうため、参加しやすい1日単位のインターンシップを助成対象に加えることで、受け入れ企業の取組を支援。

|     |                                                      |
|-----|------------------------------------------------------|
| 概 要 | 2日間及び3日以上に加え1日を拡充                                    |
| 助成額 | 1日：4万円（新設）、2日間：7万円、3日以上：10万円<br>※所属学校が異なれば、複数回の利用も可能 |

学生の受入を応援！



### ② 免許・資格の取得（新規）

建設分野の専門学科の卒業生に加えて、普通科の学生や転職者など多様な経歴の入職者の育成に繋がる免許・資格の取得費用を支援。

|     |                                           |
|-----|-------------------------------------------|
| 概 要 | 市発注工事・業務に必要な国家資格等の取得費用（受験料・登録料・受講料）の一部を助成 |
| 助成額 | 1名あたり対象経費の半額（上限5万円、1企業15万円上限）             |

資格取得を応援！



### ③ 建設DXの推進（新規）

デジタル技術の活用により建設現場の生産性向上や安全性確保、人材育成を図るため、デジタル技術の活用に取り組む企業を支援。

|     |                                          |
|-----|------------------------------------------|
| 概 要 | 市発注工事・業務で活用するデジタル技術（省力化・生産性向上等）の費用の一部を助成 |
| 助成額 | 対象経費の半額（1企業あたり上限10万円）                    |

新技術活用を応援！



### ④ ICT導入（見直し）

本制度の創設以降、ICT施工を導入する企業が増えてきたことから、より取組を推進するために、効果が実感できる作業ステップを必須とする見直しを実施。

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 概 要 | ICT施工の助成条件に、現場で効果（効率化・省力化）を感じられる作業を指定 |
| 助成額 | 1件あたり50万円（年度1回）                       |

必須とする作業ステップ

| 作業ステップ | 組合せ |   |
|--------|-----|---|
|        | 1   | 2 |
| 起工測量   |     |   |
| データ作成  | ●   | ● |
| 機械施工   |     | ● |
| 出来形管理  | ●   |   |
| 電子納品   |     |   |

### ⑤ 受付方法（拡充）

E-mail (assist-kensetsu@city.sapporo.jp) による申請書等の受付も開始。

※受信容量が4MBまでとなりますのでご注意ください。

さっぽろの建設産業を

## 助成金で応援!



担い手確保・育成の取り組みに

1日のみの  
実施でもインターンシップの  
受入費用受入期間  
に応じて

4~10万円

R7  
新設工事や業務に必要な  
免許・資格の取得費用

1人あたり

最大5万円

除雪オペレーターの  
大型特殊免許の取得費用

1人あたり

最大4万円

女性用のトイレや  
更衣室の設置費用

最大50万円

女性従事者の  
装備品の購入費用

1人あたり

最大3万円



生産性向上等の取り組みに

ICT施工や研修に  
要する費用

ICT施工

50万円

 研修参加  
 1人3万円など
R7  
新設デジタル技術の  
活用費用

最大10万円

サッポロQMSの  
認証費用

最大25万円

お問い合わせ・申請窓口

右記以外の助成金

札幌市建設局土木部業務課

TEL.011-211-2612

除雪オペレーターの免許取得

札幌市建設局雪対策室計画課

TEL.011-211-2682

メール申請も可能に!

さらに詳しい内容は  
ホームページを検索!

札幌市 建設 助成金





# 週休2日工事要領の概要について

札幌市財政局工事管理室

## 1. 目的

建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、令和6年4月より罰則付き時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

## 2. 週休2日とは

「週休2日」とは、工期内において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所や技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日確保を行うことをいう。

※ ただし、「週休2日の確保」の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日の実施にあたっては、その趣旨に添うよう努めるものとする。

## 3. 適用時期

令和6年11月単価を使用する工事より適用

## 4. 対象工事

- ・週休2日工事 : 現場閉所が可能な全ての工事
- ・週休2日交替制工事 : 社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事

## 5. 経費の補正および成績評価

- ・土木工事は、当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じる。なお、達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは補正分を減額変更する。
- ・土木工事の市場単価及び土木工事標準単価についても週休2日の補正対象とし、現場閉所の実施状況に応じて補正係数を適用する。
- ・週休2日工事において完全週休2日（土日）を達成した場合及び、週休2日交替制工事において技能者など全員の月単位の週休2日を達成した場合には、成績評価（創意工夫）に加点する。

## 工事实施の流れ

### 告示段階

- ・入札告示文及び特記仕様書に「週休2日工事」であることを記載。
- ・当初予定価格から月単位の4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じる。

### 契約後

- ・受注者は「月単位の週休2日」の取組意思を表明し、工事着手前にその旨の協議を行う。
- ・計画工程表及び休日取得計画を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

### 工事施工段階

- ・週休2日の実施状況は工事月報や休日取得計画等により確認する。
- ・実施状況（月単位又は通期の週休2日）に応じ、設計変更により経費を補正する。なお、月単位の週休2日に取組まない場合でも通期の週休2日による施工を行うこととする。

### 完成後

- ・休日の取得状況を確認し、工事成績評価において適切に評価を行う。
- ・受注者はアンケート調査に協力する。

【補正係数（土木工事の場合）】

|       | 【現場閉所】        |                | 【交替制】         |                |
|-------|---------------|----------------|---------------|----------------|
|       | 通期の<br>4週8休以上 | 月単位の<br>4週8休以上 | 通期の<br>4週8休以上 | 月単位の<br>4週8休以上 |
| 労務費   | 1.02          | 1.04           | 1.02          | 1.04           |
| 機械使用費 | 1.02          | 1.02           | —             | —              |
| 共通仮設費 | 1.02          | 1.03           | —             | —              |
| 現場管理費 | 1.03          | 1.05           | 1.01          | 1.03           |

補正計算は、北海道内発注「工事における週休2日の取組に資する費用の計上に関する計画仕様」による

# 週休2日工事要領（営繕工事）の概要について

札幌市財政局工事管理室

## 1. 目的

## 2. 週休2日とは

## 3. 適用時期

令和7年4月単価を使用する工事より適用

## 4. 対象工事

## 5. 経費の補正

当初予定価格から通期の4週8休以上を前提とした補正係数を乗じる。  
達成状況を確認後、月単位の4週8休以上の場合および通期の4週8休に満たない場合は、補正分について設計変更する。

4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満の補正は廃止する。

## 工事実施の流れ

### 告示段階

- ・入札告示文及び特記仕様書に「週休2日工事」であることを記載。
- ・当初予定価格から通期の4週8休以上を前提とした補正係数を乗じる。

### 契約後

- ・受注者は「月単位の週休2日」の取組意思を表明し、工事着手前にその旨の協議を行う。  
※「月単位の週休2日」に取り組まない場合は、通期の週休2日による施工を行う。
- ・休日取得計画を施工計画書に添付し、工事監督員へ提出する。

### 工事施工段階

- ・週休2日の実施状況は工事月報、休日取得計画等により確認する。
- ・達成状況（月単位の4週8休以上の場合および通期の4週8休に満たない場合）に応じ、設計変更により経費を補正する。

### 完成後

- ・受注者はアンケート調査に協力する。

#### 【補正係数（複合単価の労務費の場合）】

| 週休2日<br>達成状況 | 通期の<br>4週8休以上 | 月単位の<br>4週8休以上 |
|--------------|---------------|----------------|
| 補正係数         | 1.02          | 1.04           |

補正計算は、国土交通省「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」による。



## 札幌市工事書類スリム化のポイント

令和 7 年 3 月

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. 施工計画書.....                | 2  |
| 2. 使用材料の品質確認.....            | 3  |
| 3. 施工体制台帳.....               | 4  |
| 4. 工事施工協議簿.....              | 5  |
| 5. 段階確認、立会.....              | 6  |
| 6. 出来形・品質管理.....             | 7  |
| 7. 社内検査.....                 | 8  |
| 8. 工事工程月報.....               | 9  |
| 9. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）.....     | 9  |
| 10. 使用材料集計表.....             | 10 |
| 11. 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真..... | 10 |
| 12. 安全教育・訓練等の実施状況資料.....     | 10 |
| 13. 工事現場の現場環境改善.....         | 11 |
| 14. 創意工夫・社会性等に関する実施状況.....   | 11 |
| 15. しゅん功検査.....              | 12 |
| ～更なる工事書類のスリム化に向けて～.....      | 13 |
| (1) 電子納品の積極活用.....           | 13 |
| (2) 工事情報共有システム（ASP）の活用.....  | 14 |

## ○目的

・本スリム化のポイントは、工事関係書類を必要最小限にするために削減可能な書類を紹介している。

・受注者及び発注者向けの内容としており、工事書類のスリム化（不要な書類の削減）に留意するものとする。

## ○注意事項

・受注者の社内が必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。

また、法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。

## 1. 施工計画書

### (1) 準備工の着手時の対応

- 準備工（現場事務所の設置や工事用通路の設置など）の着手にあたっては、必要最小限の項目について施工計画書を提出していれば良い
- 詳細が未確定の箇所については、決定次第、施工前に追加部分の施工計画書を提出すれば良い

#### 準備工着手にあたっての必要項目

- ・ 現場組織表
- ・ 準備工の施工方法
- ・ 安全管理
- ・ 緊急時の体制及び対応
- ・ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（必要に応じ提出）

### (2) 追加・変更時の対応

- 変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良い
  - ・ 変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要は無い
  - ・ 項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要は無い
- 工期末の精算変更等、施工方法の変更を伴わない数量の変更については、施工協議簿による協議を行えば、変更分の施工計画書は提出不要

### (3) 添付書類

- 現場組織表に施工体系図の添付は不要（施工体制台帳には必要）
- 使用機械のカatalog・指定型式適合表は提出不要（提示のみ）
- 主要資材は施工計画書に一覧表のみ添付

#### Point

使用機械のカatalog等は提出不要！（提示が出来れば良い）



## 2. 使用材料の品質確認

- 工事監督員に品質確認資料を提出して承諾を得る材料は、設計図書（共通仕様書、特記仕様書など）で指定している材料のみ
  - ・ 承諾を得る際は、承諾願いに品質証明資料等を添付して提出すること
  - ・ 竣工時の引継用資料については監督員からの指示に従い提出すること
- その他材料は一覧表に記載（提出）し、工事監督員の請求があった場合にカタログ等の資料を提示する
- 現場での材料確認についても、設計図書において指定された材料のみで良い

### 【参考】札幌市土木工事共通仕様書の抜粋

#### 1-2-2-1 工事材料の品質

1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示する。

なお、JIS規格品のうち、JISマーク表示が認証され、JISマーク表示がされている材料・製品等（以下「JISマーク表示品」という。）については、工事監督員又は検査員の請求があった場合に、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に代えることとする。

4. 受注者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料について、工事監督員にこれを提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

7. 工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、受注者が、工事目的物の引渡し後、5年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。

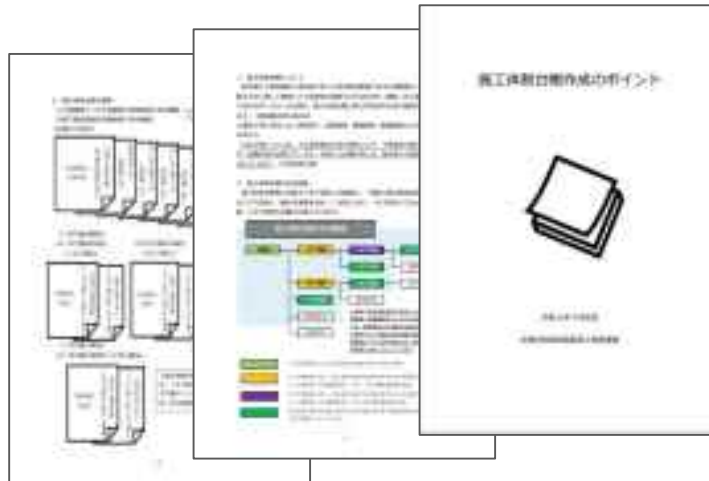
### Point

使用材料の品質確認資料の提出は、設計図書で指定された材料のみで良い

### 3. 施工体制台帳

札幌市発注工事においては、札幌市工事施行規程第2条に規定する工事（設計金額250万円を超える工事）のうち、下請契約を締結して施工する工事について施工体制台帳を作成する。

- 施工体制台帳は、札幌市の「施工体制台帳作成のポイント」を参考に作成する
- 施工体制台帳の様式は任意



施工体制台帳作成のポイントは、下記のURLまたは、右のQRコードからご覧になれます。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/sekoutaisei\\_pointo\\_r06\\_04.pdf](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/sekoutaisei_pointo_r06_04.pdf)



#### ① 施工体制台帳に添付が不要な書類の例

- ・ 建設業許可や警備業認定証の写し
- ・ 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- ・ 監理技術者などの技術者届の写し
- ・ 見積依頼書の添付図面

#### ② 作業員名簿について

- ・ 「作業員名簿」の変更は、他様式の変更に併せて提出できる
- ・ 発注者への写しの提出にあたり、作業員名簿に添付される書類（資格者証など）は省略可

#### Point

作業員名簿に添付される書類（資格者証など）は提出省略可

## 4. 工事施工協議簿

- 発注者が発議する資料は、発注者が作成する
- 協議簿に添付する資料は、必要最小限かつ簡潔が良い

### ① 発注者が作成すべき対応

- ・ 発注者の責による指示及び協議
- ・ 設計内容の見直しによる図面等の修正 ※軽微な現地調整等については受発注者で協議
- ・ 構造計算の再計算 ※任意仮設については受注者の対応

### ② 受注者が作成すべき対応

- ・ 協議及び承諾事項は様式 87 による提出が必要
- ・ 現地調整などによる変更は、内容が分かる資料が必要  
例) 擦り付け、縁石の変更、雨水桝の位置変更など

### ③ 添付資料の簡素化

- ・ 発注者は受注者に過度な説明資料は求めないこと
- ・ 資料を添付する場合は、極力、既存図面や既存資料を活用（内容が確認出来れば良い）
- ・ 共通仕様書等、HP 等で入手可能な一般的な基準類のコピーの添付は不要

工事施工協議簿（様式 87）

工事施工協議簿（メール様式）

※メール様式は、下記のURLまたは、右のQRコードからダウンロードできます。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/02betuhyoulyoushiki\\_r0506.xlsx](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/02betuhyoulyoushiki_r0506.xlsx)



### Point

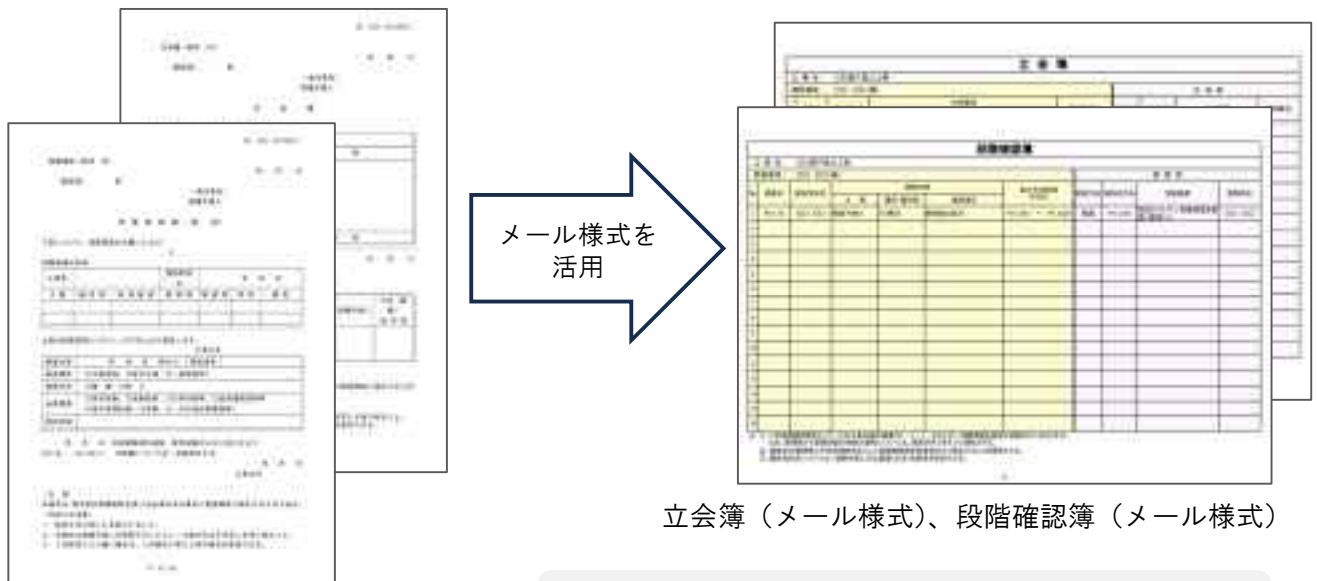
軽微な報告などは、メール様式※を活用する

## 5. 段階確認、立会

- 段階確認願や立会願は様式 88・89 に替えて、メール様式※を活用する
- 段階確認用の新たな資料作成は不要
- 工事監督員が臨場した場合、臨場写真・出来形管理写真は不要
  - ・ 段階確認簿に臨場した測点の記入等を行い、どの写真を不要としたか明確にすること
- 遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施
  - ・ 遠隔臨場にて工事監督員が十分な情報を得た場合は、臨場と扱い、写真は不要

### 遠隔臨場の活用について

- ・ 遠隔臨場の活用は、札幌市の「工事現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施
- ・ ただし、遠隔臨場の対象工事は、「監督職員が現場に行かなくて良い」ものではないので遠隔臨場になじまない工種などに配慮する
- ・ 遠隔臨場の活用拡大に向けて、発注者側の通信環境整備を進めているので、活用準備を進める際は、工事監督員と協議すること



立会願（様式 88）  
段階確認願（様式 89）

立会簿（メール様式）、段階確認簿（メール様式）

※メール様式は、下記のURLまたは、右のQRコードからダウンロードできます。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikanasa/kantoku/documents/02betuhyou1youshiki\\_r0506.xlsx](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikanasa/kantoku/documents/02betuhyou1youshiki_r0506.xlsx)



### Point

工事監督員が臨場した場合、臨場写真・出来形管理写真は不要！



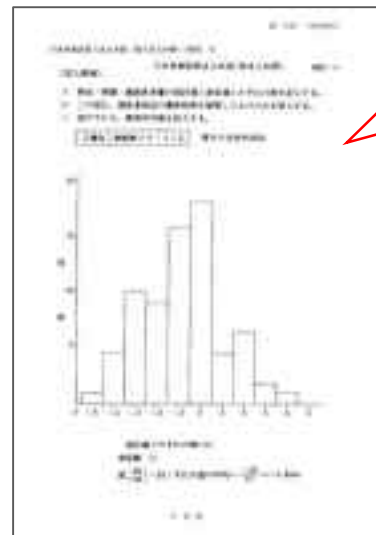
## 6. 出来形・品質管理

- 出来形図は出来形管理基準の測定基準を満たす測定数を作成すれば良い
  - ・ 例) 下層路盤工 基準高は延長 40m 毎に 1 箇所とし、道路中心線及び端部で測定
  - ・ 出来形管理基準によらない場合については監督員と確認及び協議を行うこと
- 出来形測定結果表に計測状況写真の添付は不要
  - ・ 土木工事共通仕様書の写真管理基準で指定されている写真は、工事写真には必要
- 測定数が 10 点未満は、品質管理図（ヒストグラム）の作成は不要
- 仕様書の管理項目が記載されていれば、任意様式でよい
  - ・ 任意様式の場合は、管理項目がたりているか確認
  - ・ 北海道開発局等の様式を使用できる

出来形測定結果表に写真添付は不要  
(工事写真には必要)

でき形測定結果表（様式 2）

測定数が  
10 点未満  
は、作成不要



でき形測定取りまとめ図（様式 4）  
品質管理図（ヒストグラム）

### Point

出来形測定結果表に計測状況写真の添付は不要！

## 7. 社内検査

- 社内検査の都度、工事監督員に報告が必要
- 報告はメール様式※を活用する
- 報告時に添付する資料は、社内検査時に使用した資料を流用する
- 工事完成検査時等にも提出が必要
- 受注者の押印（社印）は不要



※メール様式は、下記のURLまたは、右のQRコードからダウンロードできます。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/02betuhyou1youshiki\\_r0506.xlsx](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/02betuhyou1youshiki_r0506.xlsx)



### Point

添付資料は、社内検査時に使用した資料を流用してスリム化する！

## 8. 工事工程月報

- 工事工程月報は、メール等（電子データ）での提出を基本とする
- 受注者の押印（社印）は不要

### Point

工事工程月報は、メール等（電子データ）での提出を基本とする！

### ※休日・夜間作業届

- 休日・夜間作業届は、メール様式※を活用する
- 作業日毎に提出する必要は無く、確定している作業日を集約して提出しても良い

### 休日・夜間作業届の提出について

- ・設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合はあらかじめ工事監督員と協議するものとする
- ・設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって工事監督員に提出する



休日・夜間作業届（メール様式）

※メール様式は、下記のURLまたは、  
QRコードからダウンロードできます。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/02betuhyou1youshiki\\_r0506.xlsx](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/02betuhyou1youshiki_r0506.xlsx)



## 9. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

- マニフェストのコピーの提出は不要
- 契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要
- 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた工事監督員が集計表を確認
- 施工状況写真のうち、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）で確認できる場合は、運搬及び処理の撮影は不要

### Point

産業廃棄物管理票で確認できる場合は、運搬及び処理の写真撮影は不要！

## 10. 使用材料集計表

- 使用材料集計表は、一覧表のみ
  - ・ 設計数量と対比し、比率を表示する
- 伝票の写しは必要ない

### Point

使用材料集計表に、伝票の写しは不要！

## 11. 排出ガス対策型・低騒音型建設機械の写真

- 排ガス対策型・低騒音型建設機械の確認を目的とした建設機械の写真撮影は不要
- 工事監督員が現場で稼働している建設機械を確認する
  - ・ 工事監督員は施工プロセスチェックリストを活用
- 工事監督員は写真の提示を求めないこと

### Point

使用機械の写真撮影は不要！

## 12. 安全教育・訓練等の実施状況資料

- 安全教育及び安全訓練等を実施したことがわかる資料（実施状況のわかる日報形式、参加者名簿等）および安全教育及び安全訓練等で使用した資料は、提出不要
- 資料は受注者が整備・保管し、監督職員の請求があった場合に提示
- 実施状況写真は、写真管理基準より工事写真で整理

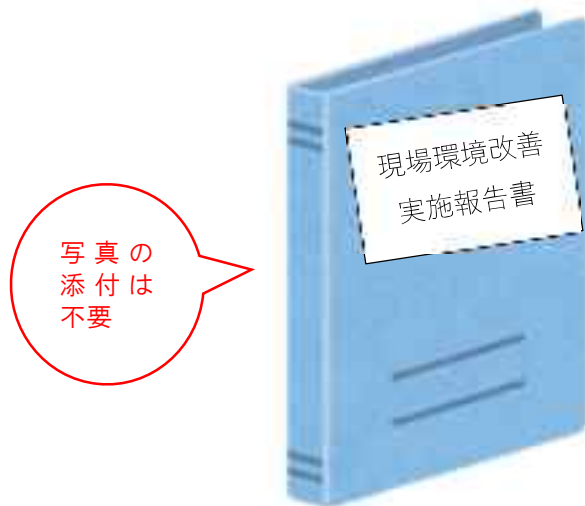
### Point

安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要！（請求があった場合に提示）



### 13. 工事現場の現場環境改善

- 実施報告書に写真は添付不要
- 写真管理基準に基づき、工事写真帳に整理する



#### Point

実施報告書に写真添付不要！実施状況は工事写真帳で整理すること

### 14. 創意工夫・社会性等に関する実施状況

- 説明資料は簡潔に作成する（様式は任意）
- 創意工夫・社会性等の評価項目について、各分類の上限を超えた加点とはならない
- 評価項目分類の重複に注意する

#### 創意工夫・社会性等の評価項目について

- ・「創意工夫」での評価は、各項目において1点もしくは2点で評価し、最大7点まで
- ・「社会性等-地域への貢献等」での評価は、最大5項目

#### Point

過度な資料作成は不要！

## 15. しゅん功検査

- 電子データにより提出された書類は電子データで実施
- 紙で作成した資料は、紙媒体で検査する
- 工事写真を電子納品する場合でも、工事写真ダイジェスト版の作成不要
- 必要以上の書類を作成しても工事成績評定で加点にはならない

### 必要以上の工事書類の作成例

- ・ 電子で提出する写真管理データのほかに検査用に紙でダイジェスト版を作成し提出



### Point

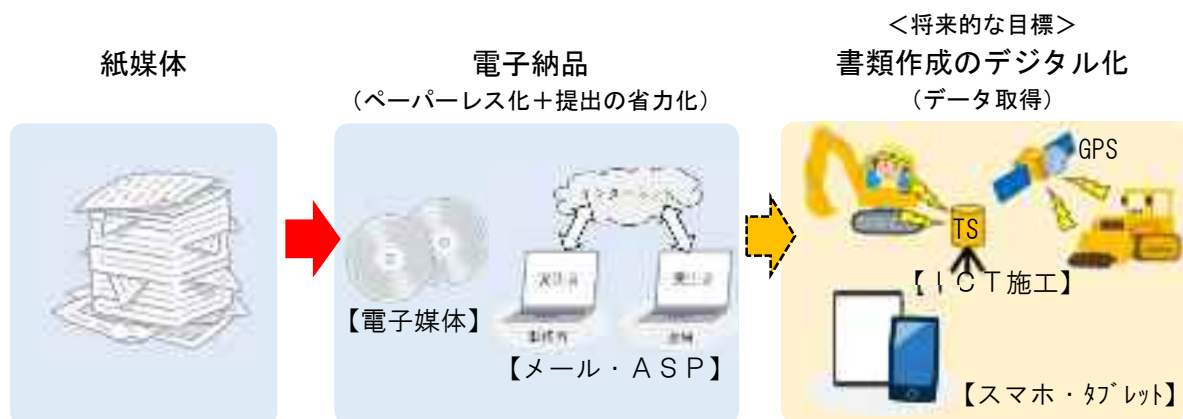
必要以上の書類を作成しても成績評定で加点にはならない！

## ～更なる工事書類のスリム化に向けて～

### (1) 電子納品の積極活用

工事における「ペーパーレス化」及び「提出の省力化」を目的に、電子納品の積極的な活用を推進する。

- 受発注者が協力して電子納品を推進する
- 発注者は、受注者からの申し出による電子納品を原則断らないこと
- 電子納品は、札幌市の「電子納品の手引き（土木工事編）」や特記仕様書に基づき実施する
- 電子納品について、対象書類・データ形式・データの受取方法等を受発注者で協議し、二重納品を防止すること
- 紙で作成された書類をスキャンして電子化（PDF化）する必要はない
- 工事写真を電子納品とした場合の写真ダイジェストの作成は不要



電子納品の手引き（土木工事編）は、下記のURLまたは、右のQRコードからご覧になれます。

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/01\\_tebiki\\_dobokukouji\\_r0604.pdf](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/documents/01_tebiki_dobokukouji_r0604.pdf)



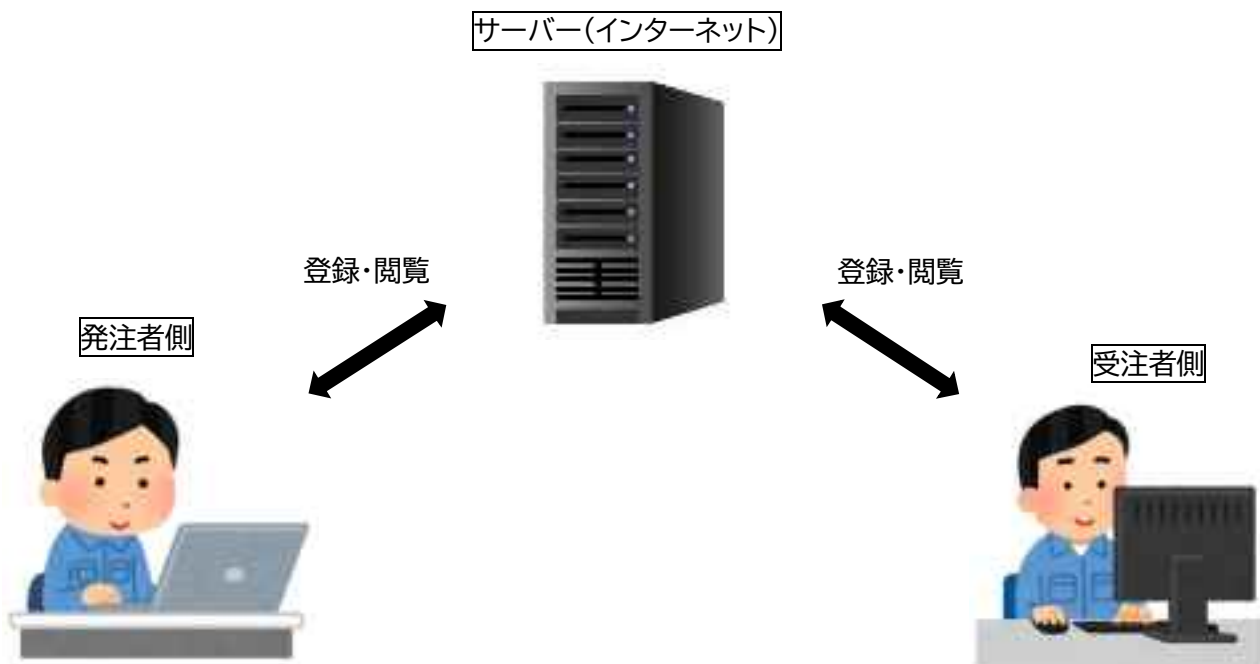
#### Point

受発注者が協力して電子納品（ペーパーレス）を推進していく！！

## (2) 工事情報共有システム（ASP）の活用

工事における受発注者間の報告や協議などの効率化を図ることを目的として、工事情報共有システム活用を推進する。

- 工事情報共有システムは、札幌市の「札幌市情報共有システム実施要領（土木工事）」に基づき実施すること
- 発注者は、受注者からの申し出による工事情報共有システムの活用を原則断らないこと



### Point

工事情報共有システム（ASP）の活用！！

## 工事の「最低制限価格」「調査基準価格」「失格判断基準率」等の改正について

令和7年4月1日以降に告示する工事及び工事に係る業務の最低制限価格・調査基準価格・低入札価格調査の失格判断基準率を引き上げますので、お知らせします。

### 工事の最低制限価格・調査基準価格の引上げ

工事の「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法を次のとおり改正します。

|     |            |                                                                                                                             |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正前 | (※1) 土木系工種 | 直接工事費× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> +<br>現場管理費× <b>90%</b> + 一般管理費等 <b>70%</b>                                            |
|     | 土木系工種以外の工種 | (直接工事費－直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> +<br>(現場管理費＋直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>70%</b> |
|     | 昇降機設備工事    | (直接工事費－直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> +<br>(現場管理費＋直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>70%</b> |
| 改正後 | (※1) 土木系工種 | 直接工事費× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> +<br>現場管理費× <b>90%</b> + 一般管理費等 <b>75%</b>                                            |
|     | 土木系工種以外の工種 | (直接工事費－直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> +<br>(現場管理費＋直接工事費× <b>0.1</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>75%</b> |
|     | 昇降機設備工事    | (直接工事費－直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>97%</b> + 共通仮設費× <b>90%</b> +<br>(現場管理費＋直接工事費× <b>0.2</b> )× <b>90%</b> + 一般管理費等× <b>75%</b> |

(※1) 土木系工種とは、土木、下水道、舗装、造園及び鉄骨・橋梁工種をいう。ただし、土木系工種以外で札幌市土木工事積算基準等により予定価格を積算している工事を含む。

|     |                    |                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正前 | 最低制限価格率<br>調査基準価格率 | 工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が <b>10</b> 分の <b>9.2</b> を超える場合にあっては <b>10</b> 分の <b>9.2</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあっては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。 |
| 改正後 | 最低制限価格率<br>調査基準価格率 | 工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が <b>10</b> 分の <b>9.4</b> を超える場合にあっては <b>10</b> 分の <b>9.4</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあっては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。 |



## 工事に係る業務の最低制限価格・調査基準価格の引上げ

工事に係る業務の「最低制限価格」及び「調査基準価格」の算定方法を次のとおり改正します。

|     |                      |                                                                    |
|-----|----------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 改正前 | (※2)<br>建築設計<br>設備設計 | 直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費× <b>60%</b> + 諸経費× <b>70%</b>                |
|     | 土木設計<br>橋梁設計         | (※3)<br>直接人件費 + 直接経費 + その他原価× <b>90%</b> + 一般経費等× <b>50%</b>       |
|     | 地質調査                 | 直接調査費 + 間接調査費× <b>90%</b> + 解析等調査業務費× <b>80%</b> + 諸経費× <b>50%</b> |
|     | 測量                   | 直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費× <b>55%</b>                                    |
| 改正後 | (※2)<br>建築設計<br>設備設計 | (※3)<br>直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費× <b>60%</b> + 諸経費× <b>72%</b>        |
|     | 土木設計<br>橋梁設計         | 直接人件費 + 直接経費 + その他原価× <b>90%</b> + 一般経費等× <b>52%</b>               |
|     | 地質調査                 | 直接調査費 + 間接調査費× <b>90%</b> + 解析等調査業務費× <b>80%</b> + 諸経費× <b>52%</b> |
|     | 測量                   | 直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費× <b>57%</b>                                    |

(※2) ※3の費目により予定価格を算出する設備設計等業務及び支障物件調査業務を含む

|     |                    |                                                                                                                                                                  |
|-----|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正前 | 最低制限価格率<br>調査基準価格率 | 工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が <b>10</b> 分の <b>9.2</b> を超える場合にあっては <b>10</b> 分の <b>9.2</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあっては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。 |
| 改正後 | 最低制限価格率<br>調査基準価格率 | 工事、業務及び道路維持除雪に係る最低制限（調査基準）価格率が <b>10</b> 分の <b>9.4</b> を超える場合にあっては <b>10</b> 分の <b>9.4</b> とし、 <b>10</b> 分の <b>7.5</b> に満たない場合にあっては <b>10</b> 分の <b>7.5</b> とする。 |

## 「失格判断基準率」の引上げ

工事の低入札価格調査における「失格判断基準率」を次のとおり改正します。

一般的な入札における工事

| 区 分      | 現 行       |           |           |            | 改 正 後     |           |           |            |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
|          | 直接<br>工事費 | 共通<br>仮設費 | 現場<br>管理費 | 一般<br>管理費等 | 直接<br>工事費 | 共通<br>仮設費 | 現場<br>管理費 | 一般<br>管理費等 |
| 一 般 工 事  | 97%       | 90%       | 90%       | 70%        | 97%       | 90%       | 90%       | 75%        |
| プラント工事   | 90%       | 80%       | 90%       | 70%        | 90%       | 80%       | 90%       | 75%        |
| WTO 適用工事 | 90%       | 80%       | 80%       | 40%        | 90%       | 80%       | 80%       | 40%        |

総合評価適用工事

| 区 分      | 現 行       |           |           |            | 改 正 後     |           |           |            |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|
|          | 直接<br>工事費 | 共通<br>仮設費 | 現場<br>管理費 | 一般<br>管理費等 | 直接<br>工事費 | 共通<br>仮設費 | 現場<br>管理費 | 一般<br>管理費等 |
| プラント工事   | 90%       | 80%       | 90%       | 70%        | 90%       | 80%       | 90%       | 75%        |
| WTO 適用工事 | 90%       | 80%       | 80%       | 40%        | 90%       | 80%       | 80%       | 40%        |
| 上記以外の工事  | 92%       | 85%       | 90%       | 70%        | 92%       | 85%       | 90%       | 75%        |

■適用年月日 令和7年4月1日以後に告示する案件より適用

■改正後の要領等

【札幌市工事等最低制限価格運用要領】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/saiteiseigen-koji.pdf>

【札幌市工事等低入札価格調査要領】

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/documents/teinyusatsu-koji.pdf>

お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442